

かとう知っところ情報 (第 128 版)

ホームページ・Instagram・Facebook でも情報発信中！

発行日：令和 7 年 1 月 20 日
発行：加東市商工会

中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント (令和 6 年度補正・令和 7 年度当初予算案) 一部抜粋

【基本的な課題認識と対応の方向性】

● 予算・税・制度改正等の政策手段を総動員し、中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。など

【1】持続的賃上げ実現に向けた中小企業の成長・生産性向上・省力化投資支援

中小企業・小規模事業者等の飛躍的成長、規模拡大、新事業進出・事業転換、生産性向上・省力化等の投資を促すとともに、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げにつなげ、地域経済の好循環と成長型経済への転換を実現する。

■ 中小企業生産性革命推進事業【3,400 億円】

成長加速化補助金、ものづくり補助金・IT 導入補助金・小規模事業者持続化補助金・事業承継・M&A補助金

■ 中小企業新事業進出促進事業(新事業進出補助金)【既存基金の内数】

■ 中小企業省力化投資促進事業(省力化補助金)【既存基金の内数】

■ 中堅・中小大規模成長投資補助金【1,400 億円】+R7 当初【8.7 億円】 など

【2】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

【4】事業承継、再編等を通じた変革の推進

【3】小規模事業者支援、災害からの早期復旧支援

【5】中小企業・小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた取組支援の推進

税制改正事項

■ 中小企業経営強化税制(拡充・延長)

■ 中小企業投資促進税制(延長)

中小企業の設備投資を更に後押しするため、一定の設備投資を行った場合に税額控除又は特別償却の適用を認める措置を2年間延長。

■ 固定資産税の特例措置(拡充・延長)

賃上げを表明する企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる(課税標準を最大で5年間 1/4)

■ 法人税軽減税率(延長)

資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、中小企業者等の年間 800 万円以下の所得に対する税率を 19%から 15%に軽減する措置を 2 年間延長。*単年所得 10 億超の場合 19%から 17%に軽減

■ 中小企業防災・減災投資促進税制(延長)

■ 地域未来投資促進税制(拡充・延長)

■ 事業承継税制(見直し)



詳しくは「中小企業庁 HP」をご確認ください。 <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/>

令和 6 年分の所得税確定申告の 5 つの変更点まとめ (一部抜粋)

1. 定額減税の実施

■ 対象は、国内において所得金額が 1,805 万円以下であるすべての納税者

減税額	所得税	住民税
納税者本人分	3 万円	1 万円
同一生計または扶養親族	1 人につき 3 万円	1 人につき 1 万円

※所得税や住民税の所得割から上記定額減税額が控除しきれない場合は、控除しきれなかった額が市から給付されます。

■ 定額減税の実施に伴い、確定申告書第一表・第二表も様式が一部変更。

2. 所得金額調整控除の記入方法の変更

3. 子育て世代等の住宅ローン減税拡充に伴う項目追加

4. 申告書等への受付印押捺の廃止

5. スマホとマイナポータル連携で便利に

所得税の納付期限は、
令和 7 年 3 月 17 日(月)
振替納税を選択した方は、
振替日 4 月 23 日(水)

確定申告書類の提出期間

令和 7 年 2 月 17 日(月)～3 月 17 日(月)

ふるさと納税返礼品協力 事業者を募集しています！

加東市では、ふるさと納税返礼品を通じて加東市内の自慢の品やサービスを全国に PR するため、返礼品として商品やサービスをご提供いただける事業者様を募集しています。

事業者様のご負担も少なく、また、通信販売が未経験の場合も手軽に始められる仕組みとなっていますので、お気軽にご相談ください。

加東市 まちづくり政策部
企画政策課 政策推進係

電話番号：0795-43-0507

『中小企業省力化投資補助金』（電子申請にて随時申請受付中）

人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金。

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。
 ※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助対象製品のカテゴリ

どんどん拡大中!

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ 自動倉庫
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 無人搬送車 (AGV・AMR)
- ▶ スチームコンベクションオープン
- ▶ 券売機
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 自動精算機
- ▶ タブレット型給油許可システム
- ▶ オートラペラー
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ デジタル紙面色校正装置
- ▶ 測量機
- ▶ 丁合機
- ▶ 印刷用紙高積装置
- ▶ 印刷用インキ自動計量装置
- ▶ 段ボール製箱機
- ▶ 近赤外線センサ式プラスチック材質選別機
- ▶ デジタル加飾機
- ▶ 印刷紙面検査装置
- ▶ 鋳物用自動バリ取り装置
- ▶ 自動調色システム
- ▶ 蛍光X線膜厚測定器
- ▶ 自動裁断機 など

※一部の省力化製品については、置き換えであっても交付申請可能です。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間中に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

事業の再構築に挑戦する方『事業再構築補助金』

経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで日本経済の構造転換を促すことを目的とした補助金です。そのため、新市場進出、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大といった事業再構築に意欲的な小規模事業者や中小企業等を支援するものです。

	補助上限額	補助率
成長分野進出枠 (通常類型)	中小企業者等、中堅企業ともに 【従業員数 20 人以下】100 万円～1,500 万円 (2,000 万円) 【従業員数 21～50 人】100 万円～3,000 万円 (4,000 万円) 【従業員数 51～100 人】100 万円～4,000 万円 (5,000 万円) 【従業員数 101 人以上】100 万円～6,000 万円 (7,000 万円) ()内は短期に大規模な賃上げを行う場合	中小企業者等 1/2(※2/3) 中堅企業 1/3(※1/2) ※短期に大規模な賃上げを行う場合
成長分野進出枠 (GX 進出類型)	中小企業者等 【従業員数 20 人以下】100 万円～3,000 万円 (4,000 万円) 【従業員数 21～50 人】100 万円～5,000 万円 (6,000 万円) 【従業員数 51～100 人】100 万円～7,000 万円 (8,000 万円) 【従業員数 101 人以上】100 万円～8,000 万円 (1 億円) 中堅企業 100 万円～1 億円 (1.5 億円) ()内は短期に大規模な賃上げを行う場合	中小企業者等 1/2(※2/3) 中堅企業 1/3(※1/2) ※短期に大規模な賃上げを行う場合

* その他「コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)」「卒業促進上乗せ措置」「中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置」があります。詳しくは公募要領をご確認ください。

* 本事業の申請には、「GiBizIDプライムアカウント」の取得が必要です。未取得の方は、必ず利用登録を行ってください。発行には、一定期間を要しますので余裕を持ってご準備ください。同アカウントは事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても使用いただけます。

* 詳細は、公募要領・申請書様式等をご確認ください。

* 本補助金は審査があり、不採択になる場合があります。また、補助事業遂行には自己負担が必要となり、補助金は精算払いとなります。

* 事前着手制度は廃止されました。交付決定前に事業を開始された場合は、補助金の対象となりません。

* 第 13 回目受付締切提出期限: **令和 7 年 3 月 26 日(水) 18:00 まで(厳守)(電子申請のみ)**

* 申請書作成は 1 か月程度の日数を要しますので支援を希望される事業所はお早めにご相談ください。

【お問合せ】加東市商工会 経営支援課 TEL: 0795-42-0253 <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

